

電球形蛍光灯の対象範囲から除外する品目の追加について（案）

電球形蛍光灯の対象範囲については、前回の委員会（第４回照明器具等判断基準小委員会（平成２０年１２月９日））において審議したが、透明形のものについても対象範囲から除外することとする。

電球形蛍光灯の対象範囲

日本工業規格Ｃ 7651「一般照明用電球形蛍光灯」において規定される電球形蛍光灯のほか、口金の直径が１７ミリメートルのものも対象とする。ただし、レフ形（反射形）や調光用、カラーランプ、ブラックライト、鶏舎用、透明形のものについては、用途が特殊であり、出荷台数も少ないことから除くこととする。

除外品目の用途及び出荷台数

種類	用途	備考
レフ形(反射形)	ミラー付きのもので、店舗等特殊用途に使用。	JIS 規格対象外
調光用	調光器により１００～１０％の範囲で調光が可能。主に業務用として用いられる。	
カラーランプ	赤色、緑色、青色用があり、演出照明に用いられる。	JIS 規格対象外
ブラックライト	可視光線はほとんど放射しない。	JIS 規格対象外
鶏舎用	鶏舎に使用されるもの。防滴構造を備えている。	
透明形	G形で透明ガラスを使用しているもの。主に業務用として用いられる。	
除外品目合計		285 千個（ 1.3％）
対象品目合計		22,270 千個（ 98.7％）
総合計		22,555 千個（100.0％）

（参考）前回の審議において検討した電球形蛍光灯の対象範囲

日本工業規格Ｃ 7651「一般照明用電球形蛍光灯」において規定される電球形蛍光灯のほか、口金の直径が１７ミリメートルのものも対象とする。ただし、レフ形（反射形）や調光用、カラーランプ、ブラックライト、鶏舎用のものについては、用途が特殊であり、出荷台数も少ないことから除くこととする。